

第 16 号議案

神戸市産業振興センター条例の一部を改正する条例の件

神戸市産業振興センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市産業振興センター条例の一部を改正する条例

神戸市産業振興センター条例（平成 4 年 10 月 条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

ア [略]

イ 会議室の使用料

部屋番号	使用料		
	午前 (午前9時から正 午まで)	午後 (午後1時から午 後5時まで)	夜間 (午後6時から午 後9時まで)
901	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
801	[略]	[略]	[略]
905	[略]	[略]	[略]
802	[略]	[略]	[略]
803	[略]	[略]	[略]
904	[略]	[略]	[略]
902	[略]	[略]	[略]
903	[略]	[略]	[略]
906	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
804	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(2) [略]

改正前

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

ア [略]

イ 会議室の使用料

区分	使用料		
	午前 (午前9時から正 午まで)	午後 (午後1時から午 後5時まで)	夜間 (午後6時から午 後9時まで)
特別会議室	6,000円	7,500円	7,500円
	17,000円	23,000円	23,000円
会議室	901	[略]	[略]
		[略]	[略]
	801	[略]	[略]
		[略]	[略]
	905	[略]	[略]
		[略]	[略]
	802	[略]	[略]
		[略]	[略]
	803	[略]	[略]
		[略]	[略]
	904	[略]	[略]
		[略]	[略]
902	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
903	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
906	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
804	[略]	[略]	
	[略]	[略]	

備考 [略]

(2) [略]

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

特別会議室の供用廃止に当たり、条例を改正する必要があるため。